○上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録に関する条例

令和５年４月１日条例第１５号

上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第５３条第１項、第５項、第６項、第９項及び第１０項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第２条　職員団体が上尾伊奈資源循環組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した正副２通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。

(1)　理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあっては、その職業）

(2)　全ての事務所の所在地

(3)　連合体である職員団体にあっては、その構成団体の名称

２　前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第５３条第３項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類

(2)　当該職員団体の組織が法第５３条第４項の規定に適合していることを証明する書類

（登録の通知）

第３条　公平委員会は、登録の申請を受けた日から３０日以内に、登録をした旨又はしない旨を当該申請をした職員団体に通知しなければならない。

（規約等の変更又は解散の届出）

第４条　登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第２条第１項に規定する申請書の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から１０日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

２　職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、

正副２通の届出書を提出しなければならない。

３　第１項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第５３条第３項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類を添付しなければならない。

４　前条の規定は、規約又は第２条第１項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

（登録の効力停止及び取消しの通知）

第５条　公平委員会は、法第５３条第６項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、公平委員会規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。